

平成18年7月20日

九州総合通信局

平成17年度電波の利用状況調査の結果(九州)の公表

～770MHz以下の周波数を使用する無線局を調査～

総務省では、770MHz以下の周波数を使用する無線局を対象として、電波の利用状況について調査を行い、その結果(調査結果及び評価結果)を取りまとめました。九州における調査結果の概要は下記のとおりです。

記

1 無線局の分布状況

- (1)無線局数は全国の約11.1%であるが、水産業が盛んな九州地域の特徴を反映し、26.175MHz超50MHz以下の周波数区分における「海上・船舶通信」の無線局数が全国でもっとも多い。
- (2)222MHz超335.4MHz以下の周波数区分では、260MHz帯のデジタル防災無線の利用が少ないため、他の周波数区分と比べて少ない。

2 無線設備の利用状況

電波を有効利用するためのデジタル技術の導入状況は、222MHz超335.4MHz以下の周波数区分において、「陸上・防災」及び「陸上・電気通信業務」のシステムについては、すべてデジタル技術を導入済みであり割合が高いが、その他の周波数区分では、全国と同様にデジタル技術の導入の割合は低い。

3 無線局管理の状況

26.175MHz超50MHz以下の周波数区分では約86%と低いが、その他の周波数区分では95%以上の無線局で点検を実施。

4 総合評価の概要

- (1)アナログ防災無線については、デジタル化に併せて、できるだけ早期に、デジタル防災無線の移行先周波数である260MHz帯への集約を推進し、周波数のより一層の有効利用を図ることが適当。

(2)地上アナログテレビジョン放送が使用している周波数については、平成 23 年(2011 年) 7 月 24 日のアナログ放送終了後の使用について抜本的な見直しが行われるため、次回の 770MHz 以下の周波数帯の電波の利用状況調査(平成 20 年度)において詳細な検討を加えることが適当。

詳細は別紙のとおりです。

なお、全国の調査結果及びシステムや周波数ごとの評価結果の概要は、次により公表しています。

➤ 総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060712_1.html)

連絡先:無線通信部企画調整課(武永) 096-326-7890

総務部企画広報室(荒木・菊永)096-326-7810

(別紙)

平成17年度電波の利用状況調査

評価結果の概要

(要旨)

平成18年7月

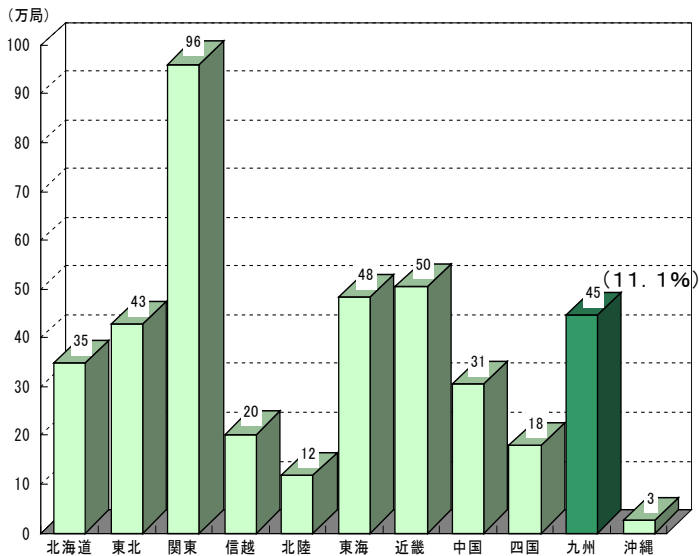
総務省九州総合通信局

評価結果の概要

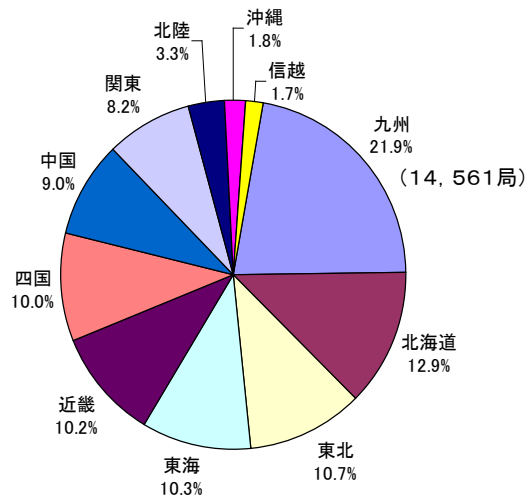
1 無線局の分布状況

- ◆ 九州の770MHz以下の無線局数は全国の約11.1%。
- ◆ 水産業が盛んな九州地域の特徴を反映し、26.175MHz超50MHz以下の周波数区分では「海上・船舶通信」の無線局数が全国の21.9%と最も多い。
- ◆ 222MHz超335.4MHz以下の周波数区分では、260MHz帯のデジタル防災無線の利用が少ないため、他の周波数区分と比べて少ない。

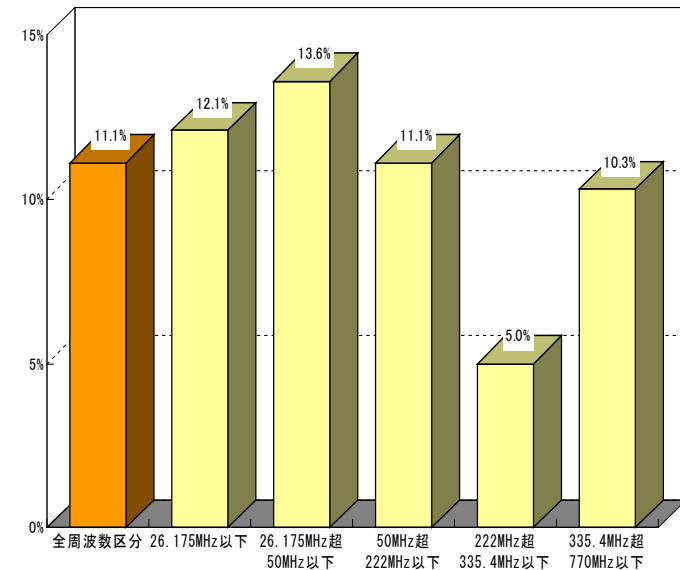
総合通信局ごとの無線局数



「海上・船舶通信」(26.175MHz超50MHz以下)の無線局数の全国比率



九州の無線局数の対全国比



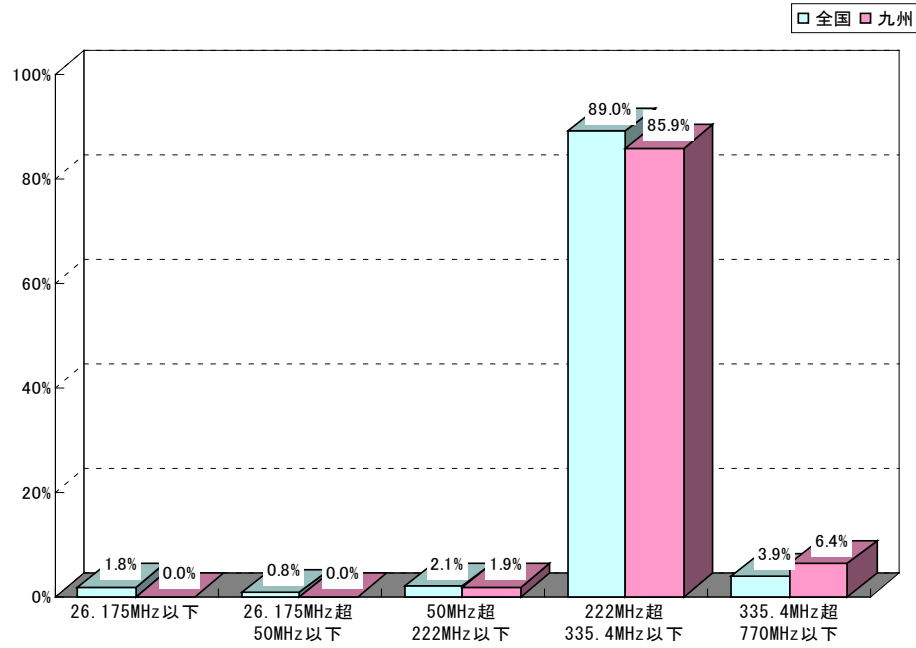
(注1) 免許を要しない無線局等の数は含めていない(以下同様)。

(注2) 複数の周波数区分に属する無線局については、各周波数区分で重複計上している(以下同様)。

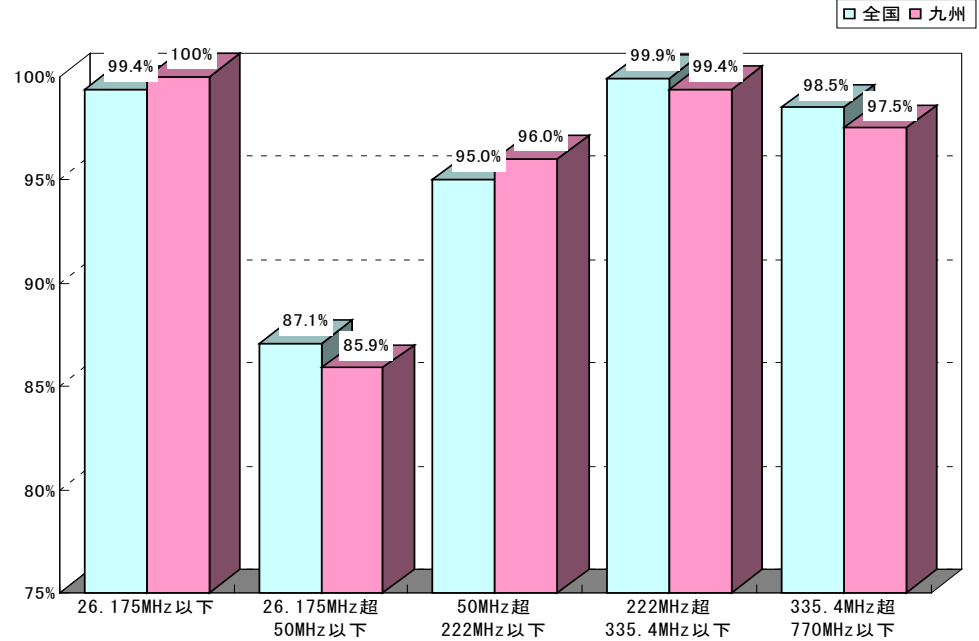
2 無線設備の利用状況、無線局管理の状況

- ◆ 電波を有効利用するためのデジタル技術の導入状況は、222MHz超335.4MHz以下の周波数区分において、「陸上・防災」及び「陸上・電気通信業務」のシステムについては、すべてデジタル技術を導入済みのため割合が高いが、その他の周波数区分では、全国と同様にデジタル技術の導入の割合は低い。
- ◆ 無線局管理の状況は、26.175MHz超50MHz以下の周波数区分では約86%と低いですが、その他の周波数区分では95%以上の無線局で点検が実施されている。

デジタル技術の導入状況



無線設備の点検の実施状況



周波数区分ごとの総合評価の概要

(今後検討が必要とされた事項等)

(1) 26.175MHz以下

放送中継用の無線局については、1年以内に他の電気通信サービスへの移行が可能としているものが100%との調査結果となっているため、計画的に他の電気通信サービスへ移行いさせていくことが適当である(平成17年春に廃止済み)。

(2) 26.175～50MHz

陸上分野のアマチュア局のほか、小型船舶による船舶通信等の近距離通信システムによる使用が主体となっているため、他の電気通信手段への代替及び他の周波数帯への移行は総じて困難であり、デジタル化技術等による新たなサービスの導入等による変化がない限り、今後も現在の状況に大きな変化はないと思われる。

(3) 50～222MHz

- ① アナログ防災無線については、150MHz帯以外の周波数帯にも分散しているため、デジタル化に併せて、できるだけ早期に、デジタル防災無線の移行先周波数である260MHz帯への集約を推進し、周波数のより一層の有効利用を図ることが適当である。
- ② 地上アナログテレビジョン放送が使用している90MHzから108MHzまで(1ch～3ch)及び170MHzから222MHzまで(4ch～12ch)については、周波数割当計画により、平成23年(2011年)7月24日のアナログ放送終了後は他の用途で使用できるようになっている。アナログ放送終了後の同周波数帯の使用については、利用システムを公募し、情報通信審議会情報通信技術分科会において技術的課題について検討されることになっており、抜本的な見直しが行われるため、次回の770MHz以下の周波数帯の電波の利用状況調査において詳細な検討を加えることが適当である。

(4) 222～335.4MHz

280MHz帯電気通信業務用無線呼出システム(ページャー)については、携帯メールの普及により加入者数が大幅に減少しているため、このシステムに割り当てている周波数の削減等を考慮し、今後の周波数の有効利用を検討することが適当である。

(5) 335.4～770MHz

- ① アナログ防災無線については、400MHz帯以外の周波数帯にも分散しているため、デジタル化に併せて、できるだけ早期に、デジタル防災無線の移行先周波数である260MHz帯への集約を推進し、周波数のより一層の有効利用を図ることが適当である。
- ② 地上アナログテレビジョン放送が使用している470MHzから770MHz(13ch～62ch)までの間のうち710MHzから770MHz(53ch～62ch)(※)については周波数割当計画により、平成24年(2012年)7月25日以降は移動通信の用途で使用することになっているが、その使用方法については平成15年の情報通信審議会答申を基本としつつ、情報通信審議会情報通信技術分科会において技術的課題について検討されることになっており、抜本的な見直しが行われるため、次回の770MHz以下の周波数帯の電波の利用状況調査において詳細な検討を加えることが適当である。

(※)710MHzから722MHz(53ch・54ch)については、周波数割当計画において、「放送業務によるこの周波数帯の使用は、2006年7月24日までに見直しを行う。」旨、規定している。

電波の利用状況の調査、公表制度の概要

【調査する事項】

- 無線局の数
- 通信量
- 無線設備の使用年数
- 他の電気通信手段への代替可能性 等

電波法に定める
3,000GHz以下の周波数の
電波の利用状況の調査

3年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに実施

- ① 3.4GHzを超えるもの
- ② 770MHzを超え3.4GHz以下
- ③ 770MHz以下
(平成17年度調査対象)

③の調査	②の調査	①の調査
H17	H16	H15
H20	H19	H18
⋮	⋮	H21

国民の意見

例

- ・ 新規の電波需要に迅速に対応するため、電波再配分が必要
- ・ 既存の電波利用の維持が必要

電波監理審議会への諮問

周波数区分ごとの
電波の有効利用の
程度の評価

調査及び評価結果の概要の公表

例

- ・ 現在、電波は有効に利用されている
- ・ 使用帯域の圧縮が適当
- ・ 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

調査・評価結果を踏まえ、周波数の再編を実施

平成17年度電波の利用状況調査の概要等

(1) 目的:

今後、技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するために必要な周波数の再配分等に資するために、おおむね3年ごとに、電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価する。

(2) 根拠条文: 電波法第26条の2

(3) 調査対象:

770MHz以下の周波数帯で、平成17年3月1日現在で開設している国、地方公共団体及び民間が開設しているすべての無線局及び免許を要しない無線局

(4) 調査対象の無線局数: 全国約260万局(のべ数約401万局)、九州約28万局(のべ数約45万局) (うち、調査票送付対象局全国約9万局、九州約1万局)

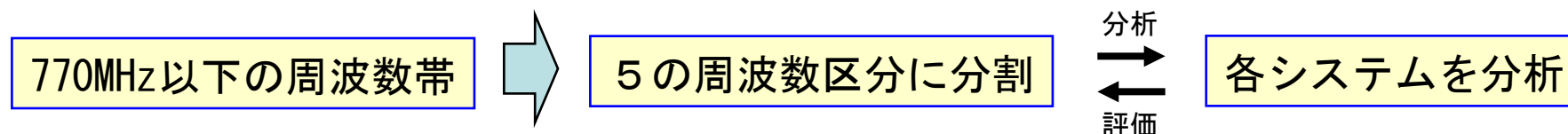
(5) 調査事項: 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入状況、光ファイバ等への代替可能性 等

(6) 調査方法:

- ・ 調査対象無線局を全国11の総合通信局等の管轄区域ごとに調査を実施。
- ・ 免許情報を管理する総合無線局監理システムデータベースの情報に基づく調査及び免許人に調査票を送付し、その報告に基づく調査等

評価方法及び評価事項

★ 評価方法



電波の利用状況を5の周波数区分に分類して評価を実施。また、周波数区分の評価に当たっては、必要に応じて、各周波数区分の周波数を使用する電波利用システム別に分析。

★ 評価事項

- **無線局の分布状況：**
無線局数、送信装置数等の調査結果に基づき、一定の周波数帯を使用する無線局数等を算定することにより、評価を実施。
- **無線局に係る無線設備の利用状況：**
無線設備の使用技術（デジタル技術等）、無線設備の利用状況（予備電源、管理体制等）等について、電波の有効利用の程度の観点から評価を実施。
- **代替可能性の有無：**
他の電気通信手段への代替可能性等の調査結果に基づき、当該電波利用の必然性の観点から評価を実施
- **その他の事項：無線局を利用する体制の整備状況 等**

平成17年度調査システム一覧

周波数区分	評価グループ	評価対象システム	周波数区分	評価グループ	評価対象システム
26. 175MHz以下	陸上	自営(主に公共分野)	222MHz-335. 4MHz	陸上	防災
		自営(公共分野以外)			自営(主に公共分野)
		放送			自営(公共分野以外)
		放送事業			電気通信業務
		その他			測位
	海上	船舶通信		航空	航空通信
		測位		測位	
	航空	航空通信		その他	その他
	測位				
	その他				
26. 175MHz-50MHz	陸上	自営(主に公共分野)	335. 4MHz-770MHz	陸上	防災
		自営(公共分野以外)			自営(主に公共分野)
		放送事業			自営(公共分野以外)
		その他			測位
	海上	船舶通信		電気通信業務	
		測位		放送	
	その他	その他		放送事業	
	航空	その他		その他	船舶通信
	その他				その他
	海上	船舶通信		航空	航空通信
その他			その他		
衛星	電気通信業務	衛星	その他		
その他			その他		